

専門部会等の活動状況等について

○人材育成部会

○療育部会

○就労支援部会

○精神障がい者地域移行支援部会

○権利擁護部会

令和元年度 長野県自立支援協議会人材育成部会 上半期報告

【1】本年度の狙い

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

①研修体制の強化

- ・モデル研修導入による相談支援従事者養成研修の後方支援と検証
- ・主任相談支援専門員研修のあり方について

②人材育成ビジョンの改定

③地域の相談支援体制に係る検討

- ・第5期障害福祉計画の進捗状況等

④計画相談の質の向上の検討

- ・きめ細やかなモニタリングに向けた取組（例：H30 改正モニタリング基準の実現・実態把握やモデル事例周知等）

【2】部会の開催及び取組状況

○第1回 5月7日（火）

本年度の部会の取組について確認し、新体制での相談支援従事者養成研修（初任者研修）に向けて、地域での実地教育体制について協議。

○第2回 7月30日（火）

相談支援従事者初任者研修における地域での実地教育体制の実施状況と人材育成ビジョンの変更に向けた検討を実施。

○第3回 10月31日（木）

相談支援従事者初任者研修における課題検討と人材育成ビジョンの変更に向けた中間報告を実施。

【3】今後の予定

○第4回 12月18日（月）

人材育成ビジョンの変更に向けた取組と、計画相談の質の向上に向けた取組について

○第5回 2月28日（金）

人材育成ビジョン完成と本年度のまとめ

【4】相談支援関連研修実施状況等

<修了済研修>

- ① 相談支援従事者初任研修（7日間）
- ② 相談支援従事者専門別コース研修 「地域移行・地域定着」（2日間）
- ③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修（1日間 計5回）

<今後の予定>

- ① 1月15日～3月14日 相談支援従事者現任研修（4日間）
- ② 1月31日 相談支援従事者専門別コース研修 「障がい児相談」（1日間）
- ③ 10～11月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修（4日間 計4回）

(参考資料)

- 令和元年度長野県相談支援従事者カリキュラム（概要）
- 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について

令和元年度 長野県相談支援従事者養成研修

カリキュラム概要

初任者研修	
事前学習	(テキストによる事前学習)障がい者総合支援法や関連制度等理解 (効果測定)学習前後自己評価表の提出
1 会場	1日目 オリエンテーション 相談支援概論
2 会場	2日目 障害者総合支援法等の概要、相談支援におけるケアマネジメント技法 相談支援における地域への視点
2 会場	3日目 【ケアマネジメントに必要な視点と技術】 インテーク・アセスメント(本人中心支援)
2 会場	4日目 【ケアマネジメントに必要な視点と技術】 ゴール設定とプランニング、モニタリング
4 会場	【実習】 相談支援プロセスの実習(事例を基にインテーク～アセスメントを実施) 所属する地域の地域資源に関する情報収集
4 会場	5日目 アセスメント結果の検討
4 会場	【実習】 相談支援プロセスの実践 (5日目の演習での気づきをもとに再アセスメント+プランニング)
4 会場	6日目 再アセスメント結果と支援方針の報告～プランニング
4 会場	7日目 再アセスメント～プランニング 研修のふりかえり
合計7日間(実習(宿題) ※課外実習サポート体制あり)	

現任研修	
1 会場	講義 1日目 担当する支援事例に係る資料作成 スレンジングアセスメントシート作成 等
1 会場	講義 2日目 ガイダンス 福祉制度の動向 個別相談支援・チームアプローチ・コミュニティワーク スーパービジョンの理論
1 会場	講義 3日目 個別相談支援に関する講義及び演習
1 会場	講義 4日目 2日目演習で明確化した課題の解決に向けた支援の 実践(スーパービジョンの体験)
1 会場	講義 5日目 チームアプローチ(多職種連携)に関する講義及び 演習
1 会場	講義 6日目 協議会の体制等を学ぶため、定例会議(専門部会等 を含む)に参加
1 会場	講義 7日目 コミュニティワークに関する講義及び演習
1 会場	合計 4日間+実習(課題)

地域と連携した実習教育



本年度の研修体制の変更により充実を目指したポイント

①実務の基礎となるケアマネジメント技術の獲得（研修と実務の連動）

・「講義」→「演習」→「実習」→「演習（実習の遂行に基づく演習）」を行うことで、「講義」による理念と「演習・実習」による実践を連動させ、相談支援専門員の実践の基礎となるケアマネジメント技術を習得する。

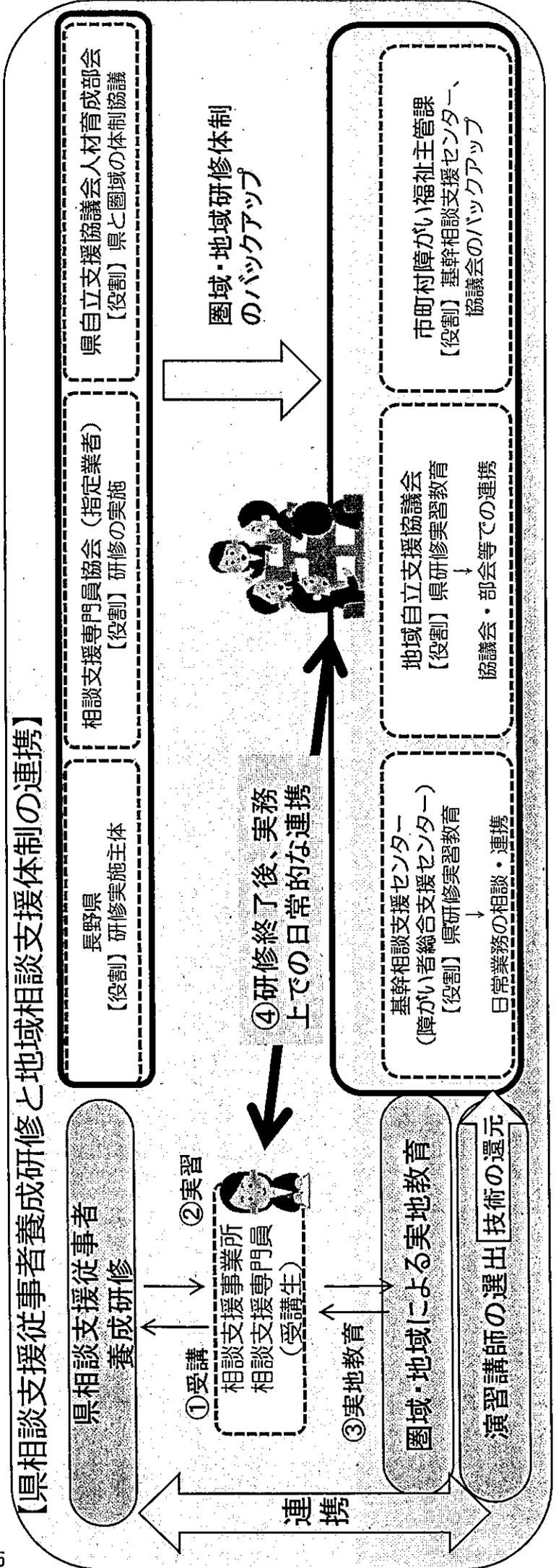
②地域の基幹相談支援センターと連携したOJT体制（実地教育）の実施

・受講生が「実習」を行う際のサポートを基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等と連携してOJT体制（実地教育）を築くことで、受講生が所属地域の基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等とつながりを持つきっかけを作る。

・各地域から経験豊富な相談支援従事者を選出してもらい、相談支援従事者養成研修の「演習講師」の養成を行う。演習講師として身に着けた技術を、県研修だけでなく、地域の人材育成等に役立ててもらおう。

③地域の相談支援体制の構築

・研修をきっかけに実務の中でも相談支援専門員と基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等が日常的な連携、OJT体制を築き、地域の相談支援体制の強化を目指す。



元障第 499 号
令和元年（2019 年）10 月 10 日

市町村障がい福祉担当課長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について

平素より本県の障がい福祉行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第 113 号。以下「告示」という。）が公布されました。これに伴い、「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（令和元年 9 月 10 日障発 0910 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が公布・发出されました。

告示及び通知の改正内容に係る資料を添付いたしますので、主な改正点等について事業者等との相談、指導の参考にしていただくとともに、管内の関係者の皆様への周知をお願いいたします。

（主な改正点）

1 相談支援従事者現任研修の受講要件の変更

相談支援従事者現任研修の受講要件として、初回の現任研修では過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること、2 回目以降の現任研修では、過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。

【経過措置】

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日以前に相談支援従事者初任者研修を修了した者は、本告示が定める相談支援従事者初任者養成研修を修了した者と同等に扱う。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日以前に主任相談支援専門員研修を修了した者は、当該研修終了日から 5 年を経過する日の属する年度末日までの間は相談支援専門員として従事するための研修終了要件を満たす者とする。
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日前過去 5 年間（平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）に相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修、又は相談支援従事者初任者研修を修了した者は、当該研修終了日から 5 年を経過する日の属する年度末日までの間で初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合に、1 の要件を満たしていることを要しない。

2 相談支援従事者養成研修（初任者・現任者）の講義科目及び時間数の拡充

	現行	見直し後
初任者研修	31.5 時間	42.5 時間
現任研修	18 時間	24 時間

※ 障がいのある受講生等への配慮として、重度の障がいを持つ受講者等、短期間での連続的な研修受講が困難な場合には合理的配慮の実施について検討すること。（例：最長 24 か月を上限とし、年度を超えた長期履修によることも差し支えない等）

長野県健康福祉部障がい者支援課 自立支援係
課長 高池 武史 担当 渡辺 公恵
電話 026-235-7105(直通)
FAX 026-234-2369
E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和元年9月10日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

相談支援専門員研修制度の見直しについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

相談支援専門員の研修の実施については、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号。以下「告示」という。）、「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（令和元年9月10日障発0910第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）が公布・発出されたところです。

告示の改正文は、別添のとおりです。また、告示及び通知の改正内容に係る資料についても添付いたしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。なお、改正についてのお問合せは、障害保健福祉関係自治体ヘルプデスク質問票によりご提出ください。

○厚生労働省告示第百十三号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項並びに関係法令の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。

令和元年九月十日

厚生労働大臣 根本 匠

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示

（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第一条 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に
 関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項
 の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生
 労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす
 者とする。

一（略）

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホ
 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度
 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援
 従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を
 目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者
 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条
 の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常
 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項
 に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）
 に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研
 修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者で
 あつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同
 じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上の
 ものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福
 祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関す
 る基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基
 づく厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十
 六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修
 了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（
 以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イか
 らホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属

改正前

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に
 関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項
 の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生
 労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

一（略）

二 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニ
 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度
 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援
 従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を
 目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は
 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
 を廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）によ
 る廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が
 定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「
 旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下
 同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受け
 たものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了
 した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相
 談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書（新設）の交付を受けた者

ロ 令和二年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第百十三号）による改正前の指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

ハ 平成二十四年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定めるものものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）

ホ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目（障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。）に関する同表に定める内容以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）

三 令和二年四月一日前に主任相談支援専門員研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は現任研修等修了者とみなす。

四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前にこれらの研修の受講を開始し同日以後に修了したものを含む。）は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者と

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了した者を含む。）

（新設）

（新設）

みならず。

別表第一

区分	科	目	時間数	講義			
				障害福祉の動向に関する講義	(削る)	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	人材育成の手法に関する講義
合計			二四	一・五	三	一八	

別表第二

区分	科	目	時間数	講義	
				障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービスマネジメント)の役割に関する講義	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
			五	三	

別表第一

区分	科	目	時間数	講義			
				障害福祉の動向に関する講義	地域生活支援事業に関する講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	協議会に関する講義
合計			二八	二	二	二	二

別表第二

区分	科	目	時間数	講義	
				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義
			六・五	八	

合 計	実践 演習	講義 及び 演習	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	三
	相談支援の基礎技術に関する実習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習		四二・五

合 計	設 (新 設)	演習	地域支援に関する講義	六
	(新設)	ケアマネジメントプロセスに関する演習		三一・五

相談支援専門員研修制度の見直しについて

第1 改正の趣旨

- 1 指定障害児相談支援、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「相談支援専門員」と総称する。）については、
 - ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
 - ・ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
 - ・ 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）（以下、総称して「3告示」という。）にその要件等が定められている。
- 2 「相談支援の質の向上に向けた検討会」の取りまとめ（平成31年4月10日）を踏まえ、相談支援専門員の効果的な育成等の観点から、研修科目等について規定する3告示を改正する等の所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

1 改正の概要

(1) 告示について

- ① 3告示において規定する相談支援従事者現任研修及び相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容について、講義の科目及び時間数について、別添のとおり拡充等を行う。（3告示の別表第1、第2）
- ② 3告示において規定する相談支援従事者現任研修の受講要件として、受講開始日前5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は相談支援従事者現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事していることを加える。（3告示の第2号本文）
- ③ 3告示中、相談支援専門員になるための要件として、相談支援従事者初任者研修等を修了し、かつ、5年ごとに相談支援従事者現任研修を修了しなければならなかったところ、相談支援従事者現任研修に代えて主任相談支援専門員研修を修了することでも要件を満たすこととする。（3告示の第2号本文）
- ④ 3告示において規定する相談支援従事者現任研修が満たすべき内容について、廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第549号）の別表第1において定める内容以上で可とする規定を削除する。（3告示の第2号本文）

(2) 部長通知について

- ① 上記告示の改正内容の反映
- ② 研修実施における合理的配慮の例について記載（更に具体的な内容については、後日ガイドラインにおいてお示しする予定。）

2 経過措置等

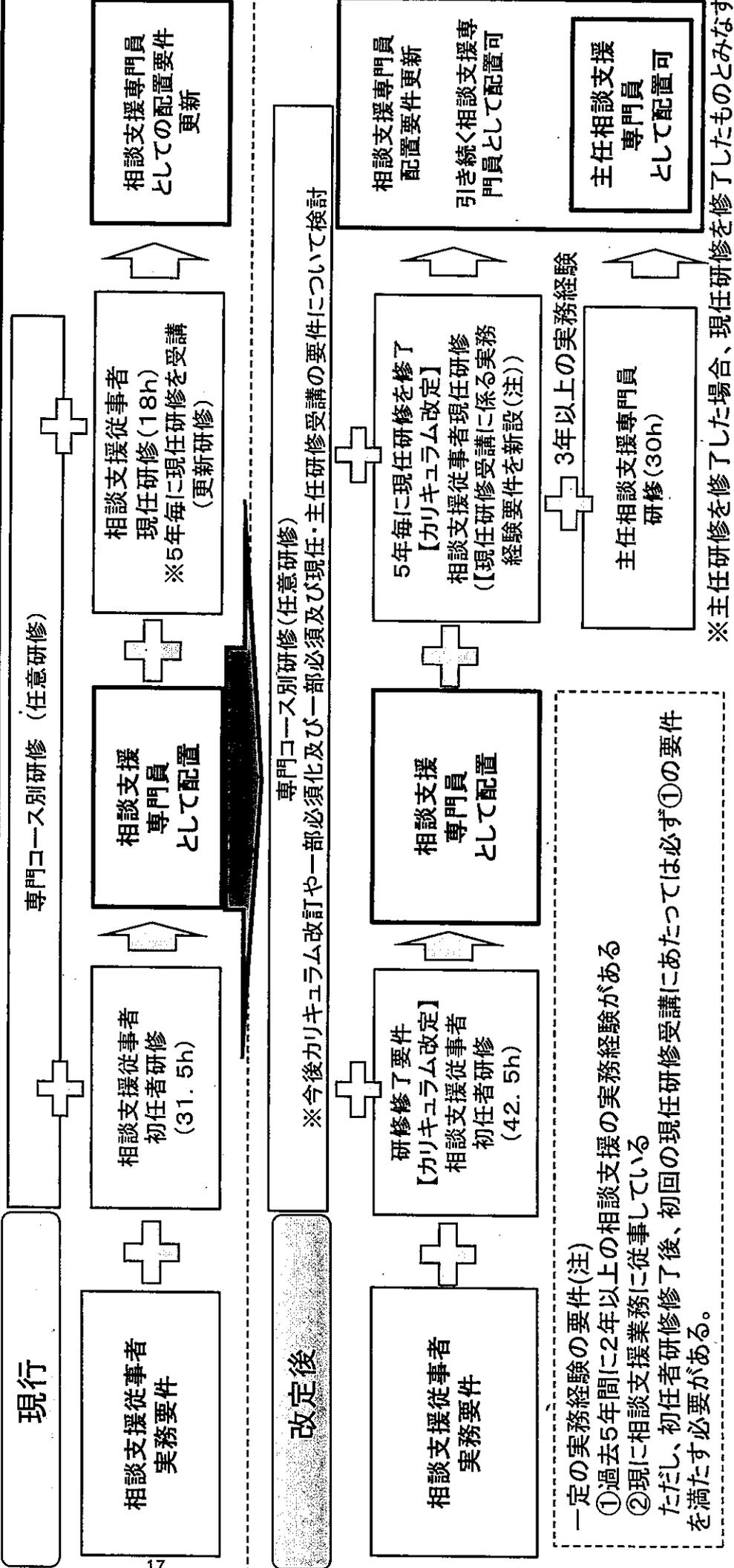
- ① 3告示等の一部を改正する告示（以下「本告示」という。）の適用の日（令和2年4月1日）以前に、本告示による改正前の3告示に定める相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容を満たした研修を修了した者（同日前に受講を開始し、同日以降に修了した者を含む）は、本告示が定める相談支援従事者初任者研修を修了した者と同様に扱うこととする。（3告示の第2号ロ）
- ② 本告示の適用の日（令和2年4月1日）以前に主任相談支援専門員研修を修了した者については、当該研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は相談支援専門員として従事するための研修修了要件を満たす者とみなす。（3告示の第3号）
- ③ 本告示の適用の日（令和2年4月1日）前5年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者は、同日からこれらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間で初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、(1)②の要件を満たしていることを要しない。（3告示の第4号）

3 その他

相談支援従事者初任者研修の規定を引用している法令（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号））の改正を行う等所要の改正を行う。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて(概要)

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行っていないがスキルアップできるよう、現任研修の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



相談支援専門員研修の告示別表

別添

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

令和元年度 長野県自立支援協議会療育部会 上半期報告

[1] 本年度の狙い

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者等の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」と連動しながら、地域の療育体制における課題検討を行う。
- 2 放課後デイサービス利用の現状からみる障がい児支援の課題を整理する。
- 3 第1期障害児福祉計画の地域の取組状況の共有を行う。

[2] 部会の開催状況および取組状況

●第1回 5月20日（月）

- ①本年度の部会の取組内容の確認。
- ②圏域の療育部会や第1期障害児計画の取組状況についての情報交換。
- ③「放課後デイサービス利用の現状からみる障がい児支援の課題」について整理し、アンケート実施準備を行った。

●第2回 8月1日（木）

- ① 関係協議会等の取り組み状況の共有として「特別支援教育地区代表者会」「発達障がい者支援対策協議会」「医療的ケア児等支援連携推進会議」の取組状況の共有を行った。
- ② 各地域自立支援協議会対象に実施した「障がい児の放課後支援に関するアンケート」についての結果の共有。

<療育コーディネーター連絡会の状況>

・第1回 4月22日（月）

「療育コーディネーターの基本姿勢」として、前県自立支援協議会長福岡寿氏からの講演と障がい児等療育支援事業について療育コーディネーターと保健福祉事務所担当者を交え意見交換を行った。

・第2回 10月3日（木）

「チーム支援に必要なファシリテーション技術」として、上小圏域基幹相談支援センターの土屋可奈子氏からの講義と、基本スキルとなるケアマネジメント技術や多職種連携について共有し、最近の障がい児者相談支援に関わる動向について確認した。

[3] 今後の予定

●第3回 12月2日（月）

「障がい児の放課後支援に関するアンケート」について、特徴的な取組みの共有を行う見込み。

●第4回 2月6日（木）

今年度部会活動の振り返りをし、来年度に向けた取り組みについて協議する予定。

[1] 今年度のねらい

① 研修事業

第5期障害福祉計画の達成を視野に、特に精神障がいのある方の就労支援が件数的に増加傾向にあることから、今年度は、精神障がいの特性に応じた就労支援能力の底上げに向けて、医療とのかかわり方、連携と定着といった要素を含む研修会を実施する。

② 後方支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有する機会を設定し、圏域就労支援部会の更なる活性化を県部会として後方支援を実施する。

また、圏域協議会の事務局または部会員に実際に県部会に参加、または見学してもらう形態での実施について検討する。

③ 実習制度の進捗状況の把握

OJT推進員配置事業、短期トレーニング事業について、事業実施状況を把握し、課題等が生じた場合は速やかに事業の課題整理等提案に向けた取り組みを実施する。

④ 就労アセスメントに関する調査検討

県内の各圏域における就労アセスメントの状況について情報収集し、実施方法、市町村との協議経過等について議論、検討を行う。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

●第1回 5月28日

- ・令和元年度就労支援部会の構成、活動計画（日程）について
- ・就労アセスメントに関する議論の進め方について
- ・出張就労支援部会について

●第2回 7月23日

- ・圏域自立支援協議会就労関係部会との合同開催（年間計画、圏域の状況の情報交換）
- ・合同会議のまとめ

●第3回 10月8日

- ・令和元年度就労支援部会研修準備会議
- テーマ1 働くための仕組み作り（長野県版） : 事例発表・シンポジウム
- テーマ2 働くイメージがない方に対する自己理解の進め方 : 講義・グループワーク

◎上半期の関連事業実績

●職場実習制度の実績

- ・短期トレーニング促進事業・・・集計中。昨年度と比較すると実習数はやや減少することが見込まれる。（昨年度前期：306件）
- ・OJT推進員配置事業・・・委託形態とし、今年度は上伊那、下伊那地域で実施している。

(今後の予定)

第4回 12月2日

- ・就労支援部会研修実施予定。部会を同一開催。

第5回 1月20日

- ・就労アセスメントに関すること

第6回 3月3日

- ・圏域自立支援協議会就労関係部会との合同会議
- ・年度総括

令和元年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会上半期報告

[1] 本年度のねらい

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより、各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組む。

[2] 部会の開催及び取組状況

<地域移行支援部会>

●令和元年6月7日（金）

内容：・今年度の活動方針の決定等

- ・国主催の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する研修会の復命等を基に、上記システムや地域移行支援に関する意見交換を行った。
- ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会で提出された各圏域の課題等を共有した。

（今後の予定）

●第2回 令和2年2月頃

内容：・今年度の各圏域での活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議する。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会>

●第1回 令和元年5月31日（金）

内容：・各圏域の今年度の取組計画等を確認した。

- ・事前に各圏域より提出された質問項目を基に、全体で情報交換を実施した。ピアサポーターの活動についてなど、情報交換を実施。
- ・県より、国主催の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する研修会での資料等について説明。

●第2回として先進事例の学習会等を検討していたが、令和元年度長野県自立支援協議会フォーラムが「地域包括ケアシステム」をテーマに開催されることから、連絡会構成員へフォーラム開催について案内し、出席を促した。（11名出席：コーディネーター9名、保健師2名）

●10月18日に国主催で開催された「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する合同会議の資料を連絡会構成員へ配布。

（今後の予定）

●第2回 令和2年2月頃

内容：・各圏域における今年度の活動を振り返り、来年度の取組の方向性を確認する。

令和元年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会 上半期報告

[1] 本年度のねらい

- (1) 成年後見制度利用促進計画等について、成年後見支援センターとの連携会議を開催し情報共有を図る。
- (2) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

第1回 令和元年5月16日(木) 場所：安曇野庁舎 会議室 13:30~16:00

各圏域の権利擁護関係部会の平成30年度活動状況の報告、情報交換をし、本年度の権利擁護部会計画を策定した。また平成30年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の報告、令和年度研修への協力について確認した。

また、平成31年3月に障がい者支援課が作成した「行政機関における虐待対応マニュアル」について情報共有した。

第2回 令和元年7月11日(木) 場所：諏訪合同庁舎 会議室 13:30~16:00

各圏域権利擁護部会の令和元年度計画と課題について情報交換を行う。

差別解消の取り組みについて、障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況について確認するとともに、県に寄せられた差別に関する相談対応状況及び相談事例を共有、地域協議会の開催ポイントについて、厚労省資料を基に理解を深めた。

また、「長野県障がい者共生社会づくり条例(仮称)」の検討状況と意見募集について、情報共有した。

第3回 令和元年10月3日(木) 場所：諏訪合同庁舎 講堂 13:30~16:00

成年後見支援センターとの連携会議を実施。部会からの質問を中心に利用促進、関係機関との連携等について意見交換を行った。連携会議は、センター立上げのための情報交換とバックアップという当初の目的を達したため、次年度以降は、必要に応じて開催することとなった。

また厚労省が実施した、虐待防止・権利擁護指導者養成研修について参加者より報告があり、本年度の研修重点事項の確認をした。併せて本年度の障がい者虐待防止研修企画・運営について、部会としての協力体制を引き続きとっていくこととした。

[3] 今後の予定

第4回 令和2年1月24日(金) 場所：松本合同庁舎 会議室 13:30~16:00

障がい者虐待対応の課題整理、検証

令和元年度 障がい者虐待防止研修報告

令和元年度のまとめ